

令和8年度障害者福祉施設整備費補助事業の募集について

1 概要

本事業は、厚生労働省の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、本市において限られた予算を有効に活用するため、必要性や緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対し支援を行うものです。

2 施設整備（補助）の募集を行う整備方針

- (1) 入所施設等から地域への移行に必要となる共同生活援助事業所（グループホーム）の創設・増築・改築・修繕等を推進する。
- (2) その他、老朽化等により、利用者のニーズに合わなくなった場合又は安全・安心の確保が困難となった場合の障害福祉サービス事業所等の創設・増築・改築・修繕等を推進する。

3 募集を行う事業所種別

整備区分 募集を行う事業所種別	創設	増築	改築	大規模 修繕等
共同生活援助事業所	○	○	○	○
その他障害福祉サービス事業所	○	○	○	○

4 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	施設及び付帯設備の一部改修、内部改修工事等の整備をすること。

※ 詳細については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（令和7年3月28日改正）を参照ください。

5 補助限度額（参考：令和7年度の国庫補助基準単価に基づく補助限度額）

整備区分 募集を行う事業所種別	創設	増築	改築	大規模 修繕等
共同生活援助事業所	3,210万円	3,390万円	3,210万円	750万円
生活介護事業所	6,780万円	3,390万円	6,780万円	施設延面積 ×4,000円

※1 年度によって国庫補助基準単価が改定される場合があります。

※2 その他障害福祉サービス事業所については、生活介護事業所の補助限度額（利用定員20人以下）を例として挙げています。その他の事業所については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（令和7年3月28日改正）及び社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（令和6年9月13日改正）を参照ください。

6 留意事項

- (1) 令和8年度に整備を行い、年度内に事業完了予定のものが補助対象です。

既に整備に着手している事業については、対象となりません。

整備の事業着手は、国の補助金内示（例年6月頃）を受けて市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、創設の場合、サービス提供開始は令和9年度にずれ込む可能性がありますので、整備計画策定に当たっては留意ください。

- (2) 応募されたすべての案件が補助対象となるわけではありません。

また、市の予算対象外（補助財源に市補助金も当たるため）となった場合や、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象外となった場合も、補助対象となりません。

なお、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額になった場合は、市補助金も併せて減額になります。

- (3) 整備する建物については、「下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定する基準を満たしていることが条件となります。
- (4) 建設用地の確保が確実であると認められることが条件となります。
- (5) 土地の買収又は整地に要する費用については補助対象外です。
- (6) 施設整備を行うことが適当でない立地条件（土砂災害（特別）警戒区域等）である場合には、事業計画の見直しについて検討していただく場合があります。
- (7) 補助事業により整備した建物については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかります。

- (8) 社会福祉施設等の整備に関する契約等の取扱いに関して、契約事務の実施にあたっては、次の市の規則等に準拠して行うこと。

参考規則等
下関市契約規則 下関市役務に係る一般競争入札実施要領 下関市役務に係る契約入札心得 下関市工事等一般競争入札実施要領 下関市工事等請負契約入札心得 下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領 下関市最低制限価格制度実施要領

その他については、法人内で定める経理規程等に従うこと。

- (9) 物品の購入等に関する契約の取扱いに関して、契約事務の実施にあたっては、次の市の規則等に準拠して行うこと。

参考規則等
下関市契約規則 下関市物品購入等一般競争入札実施要領 下関市物品売買等契約入札心得

その他については、法人内で定める経理規程等に従うこと。

- (10) 社会福祉施設等の整備に関する契約等の取扱いに関して、法人から市に対する報告については、本課の指示により行うこと。

7 提出書類

別紙 事業計画（様式）

（事業計画に注記された書類（配置図等）を添付のこと）

8 提出方法

障害者支援課と事前協議をした後、障害者支援課窓口に提出してください。

なお、事前協議の日程調整は、障害者支援課権利擁護係に連絡ください。

9 提出期限

令和7年（2025年）9月19日（金）

10 問合せ先

下関市福祉部障害者支援課権利擁護係

（下関市役所本庁舎西棟2階 A1窓口）

電話番号 083-227-4199

E m a i l shogai_shitei@city.shimonoseki.yamaguchi.jp